

京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第129号

京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 開発事業に係る区域の土地における緑地の保全、緑化の推進その他当該区域の周辺の生活環境との調和に係る構想の内容を示す図書

第4条第2号の次に次の1号を加える

(3) 自動車の駐車場を設置する場合にあっては、駐車台数、自動車の出入口の位置その他駐車場の設置に係る構想の内容を示す図書

第1号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、

「

メートル第 種高度地区 風致地区 美観地区 宅地造成工事規制区域 建築協定

を

」

「

	防火地域	防火地域 準防火地域 指定なし
メートル第 種高度地区 美観地区( ) 建造物修景地区( ) 自然風景保全地区( ) 眺望景観保全地域( )		

に、

風致地区 ( )	歴史的風土保存区域
近郊緑地保全区域	宅地造成工事規制区域
屋外広告物規制区域 ( )	屋外広告物等特別規制地区
その他 ( )	

」

「

用途ごとのおおよその面積	
--------------	--

を

」

「

用途ごとのおおよその面積	
良好なまちづくりを推進するために配慮する事項	開発事業を通じて地域社会の一員として担おうとする役割に係る事項
	町並みとの調和に係る事項
	生活環境との調和に係る事項
	その他地域社会への配慮に係る事項

に改める。

」

第2号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第3号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、

「

用途ごとのおおよそ		
-----------	--	--

を

の面積		
-----	--	--

「

用途ごとのおおよその面積			
良好なまちづくりを推進するために配慮する事項	開発事業を通じて地域社会の一員として担おうとする役割に係る事項		
	町並みとの調和に係る事項		
	生活環境との調和に係る事項		
	その他地域社会への配慮に係る事項		

に改め

る。

第4号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(都市計画局都市企画部都市計画課)